

平成24年6月中川村議会定例会議事日程(3)

平成24年6月15日(金) 午後1時30分 開議

日程第1	請願第1号	「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書
日程第2	請願第2号	新教職員定数改善計画の実施と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書
日程第3	陳情第2号	介護保険に関して国に意見書の提出を求める陳情書
日程第4	陳情第4号	「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」提出に関する陳情
日程第5	陳情第5号	中川村に対し住宅リフォーム助成制度の創設を求める陳情書
日程第6	陳情第6号	消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情書
日程第7	発議第1号	「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について
日程第8	発議第2号	新たな教職員定数改善計画の着実な推進と教育予算の増額を求める意見書の提出について
日程第9	発議第3号	介護保険への国庫負担の増を求める意見書の提出について
日程第10		委員会の閉会中の継続審査について
日程第11		委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(10名)

1番	中塚礼次郎
2番	高橋昭夫
3番	藤川稔
4番	山崎啓造
5番	村田豊
6番	大原孝芳
7番	湯澤賢一
8番	柳生仁
9番	竹沢久美子
10番	松村隆一

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	松村正明	総務課長	宮下健彦
会計管理者	宮澤学	住民税務課長	北島眞
保健福祉課長	玉垣章司	振興課長	福島喜弘
建設水道課長	鈴木勝	教育次長	座光寺悟司

職務のために参加した者

議会事務局長 中平千賀夫
書 記 松村順子

平成23年6月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成24年6月15日 午後1時30分 開議

- 事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)
- 議長 　ご参集ご苦労さまでございます。
　　ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。
　　本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。
　　日程第1 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書を議題といたします。
　　本件は厚生文教委員会に付託してあります。
　　厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。
○厚生文教委員長 　それでは審査結果を報告いたします。
　　去る6月11日、議会本会議において厚生文教委員会に付託をされました請願第1号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願について、去る6月13日、役場第2委員会室において委員全員出席のもと、請願紹介議員である大原孝芳議員の出席を求め、請願趣旨の説明をいただき、慎重に審査を行いました。
　　審査の結果は採択であります。
　　請願理由ですが、義務教育の機会均等や、その水準の維持・向上に大きな役割を果たした義務教育費国庫負担制度の改正による教材費の削減や旅費の一般財源化により、保護者負担の増加や安全指導に不可欠な出張下見などに制限がかかり、教育活動に支障が出ている。
　　さらに、平成18年から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1となり、税源移譲のため、県財政を圧迫している。
　　以上のことから地域による教育の質に差が出ないように、また、県や市町村の財政状況に教育格差が生じないように、最低限の財源保障の責務を国に守らせるために、義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるというものであります。
　　審査の過程であります、「国の財源は大変厳しいが、教育は大きな柱である。」「給与改善と、そういうものでなく、国民に等しく義務教育を保障する視点から、国の将来を担う子どもたちに平等の教育環境が望ましい。」などの意見が出されまして、審査の結果、全員一致で採択となりました。
　　なお、「県の義務教育費に関する財源状況、そうしたもの、今後の長野県政の動きというものを注視することも重要である。」と、こういう意見も出されました。
　　以上、報告であります。
　　よろしくご審議をお願いいたします。
○議長 　委員長報告を終わりました。
　　これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長 　全員挙手です。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第2 請願第2号 新教職員定数改善計画の実施と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書

を議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

- 厚生文教委員 　それでは報告をいたします。

去る6月11日、議会本会議において当委員会に付託をされました請願第2号 新教職員定数改善計画の実施と教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願について、去る6月13日、委員全員出席のもと、請願紹介議員 大原孝芳議員の出席を求め、請願趣旨の説明をいただいて、慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

請願の趣旨であります、平成25年度、国の予算編成につき、どの子にも行き届いた教育をするために、標準定数法改正による35人学級の拡大、教職員定数増、複式学級編成基準の引き下げを盛り込んだ教職員定数改善計画の着実な実現を求めると、これが趣旨であります。

審査の過程であります、「国の定めた改善計画を実行に移してほしい。」と、「着実に進めてほしい。」と、こうした要望的意見が出まして、結果、全員一致で採択ということになりました。

以上、報告であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 　委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長 　質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第3 陳情第2号 介護保険に関して国に意見書の提出を求める陳情書を議題といたします。

本件は厚生文教委員会に付託してあります。

○厚生文教委員長 厚生文教委員長より審査結果の報告を求めます。

それでは、審査結果を報告いたします。

去る6月11日、議会本会議において当委員会に付託をされました陳情第2号 介護保険に関して国に意見書の提出を求める陳情について、6月13日、委員全員出席のもと、慎重に審査を行いました。

審査の結果は採択であります。

陳情の趣旨は、平成24年から始まった介護保険の第5次計画が策定され、介護保険料は大幅な引き上げが予想される。基準額が5,000円を超える自治体も報道されている。介護保険給付が増えれば、自動的に保険料が引き上げられる仕組みとなっており、高齢者の生活を直撃、自治体の運営も厳しくなる。そのため、だれもが安心して利用のできる制度とするために、介護保険への国庫負担を増やして介護保険料の負担軽減を求めるといふものであります。

審査の過程であります。

意見として、「福祉にかかる費用は、これからさらに高くなり、自己管理を深めてお互いの自己負担を考えなければならない。自治体も、これから大変で、しっかり運営検討の必要がある。」との意見が出されました。

一方、「自営業者の年金支払いや高齢者の立場で考えたり、自治体の厳しさを考えれば、国庫負担を求めなければ。」との意見も出され、採決の結果、趣旨採択1名で、結果として採択となりました。

以上、報告といたします。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、陳情第2号は委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第4 陳情第4号 「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・

機能の充実を求める意見書」提出に関する陳情を議題といたします。

○総務経済委員長 本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

6月11日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました陳情第4号「住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」提出に関する陳情書につきまして、去る6月13日、第1委員会室において、全委員出席のもと、慎重に審査しました。

結果は、全員一致で趣旨採択です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「内容は理解できるが、国・県での二重行政もあり、守るべきところ、無駄を省くべきところがあり、一概には言えない。」「国家公務員の権益を守るものでは困る。」「国の出先機関の廃止、権限移譲で不便になっている面がある。例えば、法務局などは遠くなったことによって処理や何かが遅くなっている。」との意見も出されました。そうした意見で趣旨採択となりました。

以上、報告とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 全員賛成です。よって、陳情第4号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第5 陳情第5号 中川村に対し住宅リフォーム助成制度の創設を求める陳情書を議題といたします。

○総務経済委員長 本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

6月11日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました陳情第5号中川村に対し住宅リフォーム助成制度の創設を求める意見書提出に関する陳情書につきまして、去る6月13日、第1委員会室において、全委員出席のもと、慎重に審査しました。

結果は、賛成多数で趣旨採択です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「近隣自治体でも実施されており、応募者がすぐ予算額いっぱいになる状況である。最近の大きい地震などで耐震の必要性もあり、住民要望も高く経済効果もある。村長は金持ち応援の施策と言うが、どの程度が金持ちなのか。」「中川村議会としては、既に2011年3月、村長あて、12月、県あてで同趣旨の意見書を提出している。」との意見で趣旨採択となりました。

以上、報告とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 委員長報告を終わりました。

これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。

○7番 (湯澤 賢一) 討論でよろしいですか。はい。

住宅リフォーム制度助成制度は、前々から私自身も主張しておりましたが、決してお金持ちを優遇する制度、まあ、そういう含みもあるかもしれませんが、基本的には、一人親方的な方々の仕事を増やす、これが基本的な目的であります。実際に、その効果はかなり出ていると聞いております。

私は、以前に、確かに採択して村に出して、ちゃんとなっていない部分ありますが、これ、かなり切実な問題として、こういう制度があるならば、ぜひ、意見書を上げて、村に考えてもらう方が、私はいいと思います。

趣旨採択ということに反対であります。

○5番 (村田 豊) 討論が出ましたが、私は委員会のほうへ質問をしたいと思います。

今、7番議員からありましたように、今まで何人もの議員が村側へ一般質問で要望をしております。しかも、今回、村民から、こういった要望が出てきたということに対して、なぜ、採択をしなかったのか、出ておっても、村民の気持ちというものを汲むとしたら、採択すべきじゃなかったかということ、まず、委員会等の中で質問したいと思います。

それから、経過の中で、金持ちということと、私は条件をつけて検討して交付することを考えたかどうかということ、質問のときに申し上げましたけれども、例えば公共下水では、1円も助成金をもらっていないで設置をした人たちがいます。そういう人たちのつなぎ込みというようなことを優先的に考えるということも条件の中でしていく必要があるというふうに思いますが、それを具体的な内容として、今後、検討していくかと思いますが、まず、委員会として、なぜ住民から出たものに対して採択という決定がされなかったのかお聞きをします。

○総務経済委員長 もちろん採択という意見も出ました。

しかし、中川議会におきまして、昨年12月の議会で子どもの障害の関係の陳情が出されたわけですが、そのときも、一生、切実な問題と思ったんですが、議会運営上、村へも同じものが出ているから、意見書はという、そういう経過でございましたので、今回も、おっしゃることは重々承知しておりますし、みんな、もう、採択ということでしたけど、ルール上、そうした趣旨採択ということにして、意見書を上げ

ない、そのかわり、これから、もっと検討して、議員発議という形で、強く村のほうへ求めていったらどうかということで趣旨採択となりました。

以上です。

○5番 (村田 豊) 何か踏襲したような考え方で方向づけがされているように感じます。大事なことであれば、やはり、私は、議員が何人も提案をしておるわけなので、今までこうだったから、こうじゃなくて、問題が採択をして進めていくというような重要なことであるとしたら、やはり、これは採決すべきだったと思います。

○総務経済委員長 繰り返しになりますけれど、委員会としては、今後、議員発議のような形で、村へ研究をしながら求めていくということで一致しますので、別に、必要がないからとか、そういうことではありませんので、非常に前向きな趣旨採択だということで報告とさせていただきます。

○議長 ほかに質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 賛成多数です。よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第6 陳情第6号 消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本件は総務経済委員会に付託してあります。

総務経済委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務経済委員長 それでは陳情第6号について報告いたします。

6月11日の本会議におきまして当総務経済委員会に付託されました陳情第6号 消費税増税に反対する意見書提出を求める陳情書につきまして、去る6月13日、第1委員会室において、全委員出席のもと、慎重に審査しました。

結果は、趣旨採択です。

審査の過程で出された意見は次のとおりです。

「陳情の趣旨はわかるし、消費税を上げないに越したことはないが、税をどこから集めるか、現状では増税もやむを得ない。」「増税前にもっとやることがある。」「北欧などでは税金が高くて国民との信頼関係があるが、日本は税金の使われ方が見えない。」「それから、「増税による国民の生活、商工業者に及ぼす悪影響が考えなくてよいか。」というようなご意見が出ました。

また、中川村では、2011年の12月に国に対し消費税増税反対の意見書を提出することを求める陳情書が趣旨採択となっております。

こうした観点から、この6号につきましては、趣旨採択となりました。

以上、報告とさせていただきます。
 よろしくお願ひします。
 ○議 長 委員長報告を終わりました。
 ○1 番 これより委員長報告に対する質疑・討論を行います。
 (中塚礼次郎) 討論でいいですか。
 私は消費税の増税は何としても阻止しなければならないという思いから、趣旨採択には反対です。採択とすべきという立場から発言いたします。
 今、私たち国民の暮らしと営業は、長引く不況と円高に加え、東日本大震災、福島原発事故のもと、かつてない深刻な状況にあります。
 こうした中で、民主党政権は社会保障と税の一体改革と称して、社会保障の連続改悪を進め、消費税の今の2倍の10%にしようとしています。これは過去に類のない最悪の消費税増税と社会保障の一体改悪にほかなりません。
 消費税税率を10%にすれば、4人家族で年平均17万円～34万円の負担となり、家計や個人消費が冷え込み、一層、景気が悪化することは明らかです。
 また、震災により被災された方々や震災復興にも大打撃を与えるものです。
 私は、公平な税制、不要な予算、無駄な大型開発など、財源の見直しを図り、国民生活に厳しい追い打ちとなる庶民増税とも言える消費増税を行うべきではないと思います。
 したがって、趣旨採択には反対です。
 採択とすべきという立場から発言いたしました。
 ○7 番 (湯沢 賢一) 以前にも、この消費税増税に対しては、委員長報告にもありましたように趣旨採択で、その折りにも私は趣旨採択には反対であると、採択にすべきということで申し上げまして、反対の意見を述べました。
 今回も反対の意見ということで討論させていただきます。
 ぜひ、採択にするべきだという立場で討論させていただきます。
 社会保障と税の一体改革と言いますが、今の政権は、もう本当に政治生命をかけるんだという形で必死になってやっておりますが、現実の問題といたしまして、本当に、社会保障の関係はともかくとしても、私ども身にしみて感じますことは、地域で一生懸命に店を守っている小さな店も、これでほとんど壊滅するだろうというふうに思えてなりません。
 そうした意味からも、ぜひ、消費増税5%を10%にするというような極端な消費税の増税には反対の立場で採択とし、意見書を送っていただきたいと、こういうふうに思います。
 趣旨採択には反対であります。
 ○議 長 ほかに質疑・討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 質疑・討論なしと認めます。
 ○議 長 これより採決を行います。

この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。
 この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 賛成多数です。よって、陳情第6号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。
 日程第7 発議第1号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出
 について
 を議題といたします。
 朗読願ひします。
 ○事務局長 朗読
 ○議 長 趣旨説明を求めます。
 ○5 番 (村田 豊) それでは、「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
 義務教育費国庫負担制度は、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきたところです。
 しかし、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されたため、保護者負担が増加した市町村が出てきました。
 さらに平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたため、各県や市町村の財政状況を圧迫をしています。
 今のままでは、財政規模の小さな県では十分な教育水準整備ができず、教育の地方格差の拡大が懸念をされる事態になっています。
 そこで、平成25年度予算編成においては、義務教育水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望をします。
 1、国の責務である教育水準の最低保障を担保するために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
 2、国庫負担金から既に除外した教材費、旅費などを復元すること。
 以上、よろしくご審議をお願いいたします。
 ○議 長 説明を終わりました。
 これより質疑・討論を行います。
 質疑・討論はありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
 ○議 長 質疑・討論なしと認めます。
 これより採決を行います。
 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひします。
 [賛成者挙手]
 ○議 長 全員賛成です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
 日程第8 発議第2号 新たな教職員定数改善計画の着実な推進と教育予算の増額

を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 趣旨説明を求めます。

○7番 (湯澤 賢一) それでは、案文を朗読して提案にかえさせていただきます。

新たな教職員定数改善計画の着実な推進と教育予算の増額を求める意見書

2010年に文部科学省が策定した新教職員定数改善計画(案)で示されていた小学校2年生までの35人学級拡大は、標準定数法の改定がなく、加配定数のままで行われるようになった。

少人数学級の教育的効果は、教育学者はもとよりさまざまな機関で実証されており、授業への集中力を高め、基礎学力の定着度を向上させ、人間関係を良好にし、さらに不登校を減らす効果があるという研究結果が報告されている。

順次、35人学級を拡大することが、安定した教育効果を生む上で不可欠である。

さらに、定数改善計画の中で複式学級の編成基準の引き下げが掲げられている。

小規模校が多い長野県では、基準の引き下げは切実な課題である。早期の実現を求める。

子どもたちであっても、教育保障の観点から、複式学級は避けるべきである。そのためには、現行の複式学級の基準を改善し、県独自の複式学級解消措置を一層充実させることが求められている。

少人数学級編成のように大きな効果のある教育政策が都道府県ごとに違っていてよいものではない。

国の責任でナショナルミニマムとしての35人以下学級を早期に小学校の全学年で実施すべきである。

そのためにも、OECD参加国の中で、GDPに占める教育費の割合が非常に低いという現在の日本の状況を改善し、豊かな教育を進めるため以下の点を強く要請する。

1、国の責任において新教育員定数改善計画(案)に沿って、小学校2・3年生の35人学級を実現するため、標準定数法を改正すること。

また、学校現場に必要な教育環境整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

以上であります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第3号 介護保険への国庫負担の増を求める意見書の提出について

を議題といたします。

朗読願います。

○事務局長 朗読

○議長 長 趣旨説明を求めます。

○1番 (中塚礼次郎) それでは、朗読により説明にかえさせていただきます。

介護保険への国庫負担の増を求める意見書

平成24年度から始まった介護保険の第5次計画が市町村において制定され、介護保険料については大幅な引き上げがされています。

具体的には、基準額が月5,000円を超える自治体もあると報道されており、引き上げ率にすれば30%以上の引き上げがほとんどで、高齢者の生活を直撃するものとなっています。

介護保険発足時から、現状の制度では、特別養護老人ホームなどの施設入所など、介護保険給付が増えれば増えるほど自動的に保険料が引き上がる仕組みとなっており、今の制度では高齢者にとっても自治体にとっても運営が立ち行かないことが明白になってきました。

保険料の算定において、公費負担は、国が全体の4分の1、都道府県と市町村がそれぞれ8分の1となっていますが、だれもが安心して利用できる制度とするためには、国の負担割合を増やしていく以外にはありません。

よって、国におかれては、介護保険料の負担の軽減を図るために、下記事項の措置を講じられるよう強く要請し、地方自治体第99条の規定により意見書を提出します。

1、介護保険への国庫負担を増やして、介護保険料の負担の軽減を図ること。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 長 説明を終わりました。

これより質疑・討論を行います。

質疑・討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 質疑・討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長 長 全員賛成です。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

日程第10 委員会の閉会中の継続審査について

を議題といたします。

厚生文教委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申

[午後2時17分 閉会]

- 出書のとおり閉会中の継続審査の申出書があります。
- お諮りいたします。
- 本件について、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。
- 日程第11 委員会の閉会中の継続調査について
- を議題といたします。
- 議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出書があります。
- お諮りいたします。
- 本件について、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。
- これで本定例会の会議に付された事件の審議は、すべて終了しました。
- ここで村長のあいさつをお願いします。
- 村長 平成24年度6月中川村議会定例会の閉会に当たりまして一言御礼のごあいさつを申し上げます。
- 本定例会には、提案申し上げましたすべての案件につきまして、それぞれ慎重かつ丁寧にご審議をいただき、すべて原案のとおりお認めをいただきまして、まことにありがとうございました。
- また、その審議の過程において、そして、一般質問において、さまざまなご意見を、それぞれの御視点からいただくことができました。今後、折りに触れて反すうし、よりよい村づくりのために生かしていきたいというふうに思います。
- 6月の半ばを過ぎまして、暑い夏が、もう、すぐそこまで来ております。
- どんちゃん祭りを初めとして、議員各位の、また、ご協力を仰がなくてはいけないことがたくさんございます。
- 暑い中ではございますけども、どうぞご自愛をいただきまして、今後とも村民の暮らしのために、ますますご活躍をいただきますことをお願い申し上げます。
- 大変ありがとうございました。
- 議長 これで本日の会議を閉じます。
- 以上をもって平成24年6月中川村議会定例会を閉会といたします。
- ご苦労さまでした。
- 事務局長 ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____